

「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、石川県七尾市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町において、最大で総出力71,400kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているチュウヒやサシバ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、想定区域の周辺は、ノスリ等の猛禽類及びカモ類等の渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された能登半島国定公園が位置しており、公園計画の利用施設に位置づけられている「別所岳展望施設」等の主要な眺望点が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

想定区域の大部分が、現時点において、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれら風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降

の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域及び「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているチュウヒやサシバ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の障害等による影響が懸念される。また、想定区域の周辺は、ノスリ等の猛禽類及びカモ類等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等から

の助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された能登半島国定公園が位置しており、公園計画の利用施設に位置づけられている「別所岳展望施設」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。